

カンボジア・トンレサップ湖のコミュニティー漁業

○調査年月日：2008 年 11 月 2～9 日

○調査実施者：松島昇、市河三英

1. はじめに

生物多様性の恵みは非常に大きく、地域の住民にとっては生活の大半を依存している例がなくはない。時にその生態系の恵みが余りにも大きいため、住民は恵みに依存を強めてしまい、一方でその生態系の持続可能な管理手法が提案されていても、なかなか地域社会に浸透できない場合がある。ちょうどそのような大きな生態系管理上の問題を抱えた水辺の「里山」が、カンボジアのトンレサップ湖とその地域の住民だと考えられる。カンボジアでは、現在持続的で公平な生態系管理のために「コミュニティー漁業」が提案され、それを実行しようとする過程で様々な難しい問題に直面している。トンレサップ湖の生態的な特質と「コミュニティー漁業」の展開を概観しながら、地域住民による豊かな生物多様性の利用とその課題を検討する。



プノンペン：環境省、農林水産省水産

局訪問：11月2日～5日

シアムリアップ滞在：現地調査

11月6日～9日

図1. カンボジア地図 トンレサップ湖とメコン川

出所：ウィキペディア

2. 調査結果

2.1 調査地の概況

(1) メコン川とトンレサップ湖

東南アジア最大の河川、メコン川は下流部のカンボジアにおいて平野部に流下する。メコン川はプノンペン付近で、トンレサップ川によってトンレサップ湖に通じており、メコン川の水量の増減によって、雨季にはメコン川から湖に流れ込み、逆に乾季には湖からメコン川へ流れ出てくる。それにともなってもともと浅く、底部の平坦な湖の深さは、最低0.5メートルから最高8.5メートル(2005年)程度となり、湖の面積は最小2,500 km² (東京都の面積よりやや大) から最大約8倍の20,000km² までへと変化する(大八木、2008)。

表1. トンレサップ湖の乾季と雨季の周期比較

項目	乾季	雨季	出所
月	11月～4月	5月～10月	1、2.
モンスーン	東北モンスーン	南西モンスーン	同
水域面積	2,500～3,000km ²	20,000km ²	4
水深	0.5m	8.5m	4.
水温	28～30℃	26～28℃	4.
漁業シーズン	湖でさし網漁(5～10kg/漁)	魚の産卵期で漁業禁止(漁農兼業の村)、川で漁(0.3～1kg/漁)	3.
農業シーズン	乾季米の生産		2.



写真1 浸水林



写真2 水上村 カンポン・プルー
ク・コミュニティ

出所1: 塚脇真二(2001) アンコール遺跡とトンレサップ湖、(坪井善明編 アンコール遺跡と社会文化発展)、連合出版。出所2: 笠井利之 (2003)カンボジア・トンレサップ湖地

域の環境保全についての予備的考察、立命館国際地域研究、第 21 号。出所 3: 荒木祐二(2007) 熱帯氾濫原における植生インベントリーと植物資源利用に関する研究—トンレサップ湖氾濫原を例として—。出所 4: 大八木英夫等 (2009)、カンボジア・トンレサップ湖における水温特性について、日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要 No.44

このようなトンレサップ湖における雨季と乾季との周期は、沿岸部にあつては氾濫原や湿地の拡大、収縮のリズムとなり、浸水林や灌木、草原を含め豊かな湖水生態を呈し、一つには豊富な淡水魚の漁獲をもたらしている。この豊かなトンレサップ湖の天然資源に基づいて、トンレサップ湖沿岸の 6 州の人口は 300 万人に及んでいる。特に氾濫原を含めた沿岸には 120 万人居住しており、その 4 分の 1 はフローティング村（筏の上に住居）もしくは高床式の住居でもって湖上に住んでいる。淡水湖トンレサップの沿岸や湖上に生活する人々にとっての最大の産業は漁業である。漁業はカンボジアの国内総生産(GDP)の 16% (2004)に達し、漁業従事者は 400 万人もしくはカンボジア総就業人口の 29%を占める。カンボジア漁業の重要性は、この国の国民の摂取している動物性蛋白質の 4 分の 3 までは魚に依拠していることにも示される。とりわけトンレサップ湖周辺に住む住民は年間 1 人当たり 67—80kg の魚を消費している (Ahmed et al 1998)。例えばプロホック（小魚の塩漬け発酵食品）や魚醤はカンボジア人にとって生活必需品であるばかりか、魚は貴重な輸出品でもある。



写真3 上空から見たトンレサップ湖の浸水林

(2) 減少する浸水林

トンレサップ湖の生態系保全の大きな要素として、その減少が懸念されているのが浸水林である。トンレサップ湖の豊富な水産資源にも近年生産量減退の陰りがみえ、その要因として後述する違法漁業とともに主要な要因とされているものに、氾濫域に成立する浸水

林の減少がある。これは浸水林や灌木が淡水魚等の生息生物にとって好適な生息域となっているからである。ところが現地の住民が燃料に採取しているのが浸水林であり、浸水林からの燃材採取・販売が貧民の一つの生業になっている。それとともに近年では浸水林伐採跡地を農地として利用することも浸水林の減少の原因である。1930 年代の浸水林面積 100 万 ha から今日では約 4 分の 1 以下に減少している（表 2）。

表 2. 浸水林減少過程

年 次	面 積 等
1930 年代以前	1,000,000ha
1930 年代	1,000,000ha を割る（炭、薪の採取）
1940 年代	1,000,000ha をはるかに下回る(人工圧力)
1960 年代後期	614,000ha(人口圧力)
1970 年代	564,000ha（ポルポト体制下の土地利用転換）
1990 年	460,000ha（農地転換をもたらす経済発展）
1991 年	361,700ha（浸水林の定義変更による）
2005 年	239,000ha（メコン・ウォッチ編著.2005.水の声. p20）

出所:笠井利之（2003）カンボジア・トンレサップ湖地域の環境保全についての予備的考察、立命館国際地域研究、第 21 号。

2.2. コミュニティー漁業発生の経緯

このようにカンボジアにおいて重要な淡水魚漁業の主要な漁場がトンレサップ湖である。そしてトンレサップ湖の漁業管理は、フランス植民地時代には漁区（ロット）の 2 年ごとの入札によって漁業者を決めることによって行われてきた。ただし、表 3 に見るように、当時の漁業法(1987 年制定、2004 年改定開始)は、大規模漁業を主たる対象としている植民地時代の焼直しに過ぎないと言ってよい。例えば一見すると小規模漁業には自家消費の漁業を認めているようにみえるが、魚の販売を一切認めておらず、漁業として成立していないように、きわめて不公平で、非現実な規定と云わざるをえない。当然のことながら、表 3 の注 2 にもあるように、数の上では 87%と圧倒的多数は小規模漁業者である。しかも、商業漁業として無視できないはずの中規模漁業ですら、1987 年漁業法では認可の対象としながら、肝心の漁業の期間や場所の規定すら中規模漁業を念頭において制定していない（メコン・ウォッチ、2005）。

表 3. 1987 年漁業法の問題点

規 模	適 用
大 規 模 漁 業	政府による公開入札。 落札者には漁区における 2 年間の独占的操業許可と大規模漁具の使用権を与えられる。 漁区内の生物保護の義務（暴力をふるう護衛雇用の口実となる）。
中 規 模 漁 業	定められた境界線の枠内で、免許を購入した者のみが漁業を許可される。とれた魚の売買も可能。 政府は中規模漁業を念頭に、漁業の期間や場所に関する規定を設定していない。10 月から 6 月の漁が解禁となる時期に大規模漁業の漁区に入らなければ良し。 地方の州政府が中規模漁業権を濫発して、免許取得料を徴収。各州の漁業局が、勝手に免許発行基準を決めている（地方政府役人の収入源となり、漁業局職員ばかりか警官や軍人まで漁民から金をまき上げている）。
小 規 模 漁 業	自給目的の漁業。とれた魚の販売は禁止。 小さな漁具のみが許される。 いつ、どこで魚をとってもかまわないが、10 月から 6 月の漁が解禁となる時期に漁区で魚をとることは禁止されている。

注 1：メコン・ウォッチ、水の声ーカンボジア・トンレサップ湖の変容と脅かされるひとびとの暮らし。2005. から作成。

注 2：1998 年デンマーク国際開発援助（DANIDA）の調査によれば、調査対象の 4%：大規模漁業、9%：中規模漁業そして残りの 87%：小規模漁業という。

1993 年にカンボジア内戦が終了した時には、トンレサップ湖の漁業をめぐる事態はもはや大きく変わっていた。内戦中に流入してきたベトナムからの難民ばかりか、トンレサップのクメール人そのものも増大している。人口が少なく、水産物の取引が極めて限定的にしか行われていなかった植民地時代とは周辺の環境が全く異なっていた。従って植民地時代に発足した漁業法がそのまま通用するわけがなかった。

制度も監督官庁も統治機能を失っているならば、大規模漁業の当事者はむき出しの力を振るうだけである。入札でロット（漁区）を獲得したロット・オーナーにすれば、ロット内部への他者の侵入は認めたくない。ロット・オーナーは地元の警察官や軍人、私兵等を護衛に雇用し、銃を所持させて、漁区をパトロールして侵入する漁業者を排除する。そこでは民族対立を利用してベトナム人をボディガードに雇って、住民漁業の排除を行った例まである。しかも、ロット・オーナー自身がポンプ漁業のような違法漁業によって漁業資源を収奪する。まさしく 1990 年代半ばにはロット・オーナーは、「小規模（生存）漁業の

漁師たちを、脅迫、暴力そして不法な投獄などによって漁業資源へのアクセスを妨害」(Tep Chansothea et al.,2007)、する紛争が多発していたのである。

その解決のために中央政府は、持続的かつ公平な参加型方式での漁業資源管理を骨子とするコミュニティ漁業政策に着手する。トンレサップ湖地域に多数存在する小規模漁業も、現実には流通市場に参加しているのだから、少なくとも魚を消費するだけでなく、法的にも彼らの漁業活動へのアクセスする権利を認めなければならない。2005年6月にコミュニティ漁業の管理規定として、まず次の5項目がコミュニティ漁業の目的として設定された(John Kurien et al, 2006)。

- ・ 内水面漁業および解約漁区の生態系管理
- ・ 持続的かつ公平な方式での漁業資源管理
- ・ 参加型の保護と管理による漁業資源の利益の理解推進と承認
- ・ コミュニティ漁業の設立の法的枠組みの補充
- ・ 生活向上と貧困削減

表4. コミュニティ漁業の発生経過

年次	摘要
2000年10月	フンセン首相による現況改革の表明。シアムリアップ州商業漁区の84,000haから8,000haを解放宣言。
2001年1月	政府は地方のコミュニティ管理のために総計536,000haを解放すと宣言。ロット536,000haはカンボジアの商業漁区の56%に相当
同年	コミュニティ漁業開発局(CFDO)設置。コミュニティ漁業の管理規定作成を担当。
2002年/2003年	コムーニ選挙(2002)、国政選挙(2003)で政府が勝利し、コミュニティ漁業案の承認
2005年5月29日	コミュニティ漁業管理規定の公式化
2005年6月10日	コミュニティ漁業管理規定の首相了承
2006年3月30日	コミュニティ漁業の管理規定は立法議会により新漁業法
2006年3月26日	国王より公布

出所：Tep Chansothea, et. al. 2007. Asserting Rights, Defining Responsibilities – Small-scale Fishing Communities And Fisheries Management Perspectives. In Asia A Study In Cambodia. pp.82.

2000年10月にフンセン首相は、トンレサップ湖畔にしてアンコールワットの国際観

光都市でもある、シアマリアップを訪問して、小規模漁業に関して様々な矛盾を感じる。翌朝フンセン首相は直ちにシアマリアップ州の商業漁区の 84,000ha から 8,000ha を解放することを公言した。さらに 2001 年 1 月には、中央政府は地方の零細な漁業活動も認めるため、コミュニティ管理として総計 536,000ha を解放すと宣言した。それはカンボジアの商業漁区の 56%に相当している。

コミュニティ漁業を進めるには様々な難関があるが、水産局はこの改革を進めるべく強い圧力をかけられた。コミュニティ漁業に関する州レベルの調査も進み、水産局にコミュニティ漁業開発局（CFDO）が 2001 年に作られ、コミュニティ漁業の管理規定の調整を担当する。その後、管理規定は漁区からの解除の法制化が公布され、コミュニティ漁業の管理規定は公式化されかつ意思決定者との論議がされた。2005 年 5 月 29 日にはコミュニティ漁業の設定は布告され、2005 年 6 月 10 日にコミュニティ漁業の管理規定が首相によって了承された。2006 年 3 月 30 日にはコミュニティ漁業の管理規定は立法議会により新漁業法としてより確乎たる法的立場を承認され、2006 年 3 月 26 日には国王より公布された（表 4）。

商業漁区の面積にして 44%はほぼ従来からの制度をそのまま残し、他の 56%の面積の漁区に小規模漁業を対象としてコミュニティの管理に移行させようとしている。図 2 のトンレサップ湖のゾーニングの現状は、まさに旧制度と新制度とが併存する過渡期的事態を表している。トンレサップ湖の漁業の現状は、理想的ながらもまだまだ十分な調整の必要な新制度、コミュニティ漁業と力で現場を支配する旧制度とが併存している。トンレサップ湖畔の漁業と農業の兼業のコミュニオンと漁業専業の水上生活者のコミュニオンにおいて現地で聞き取り調査を行った。

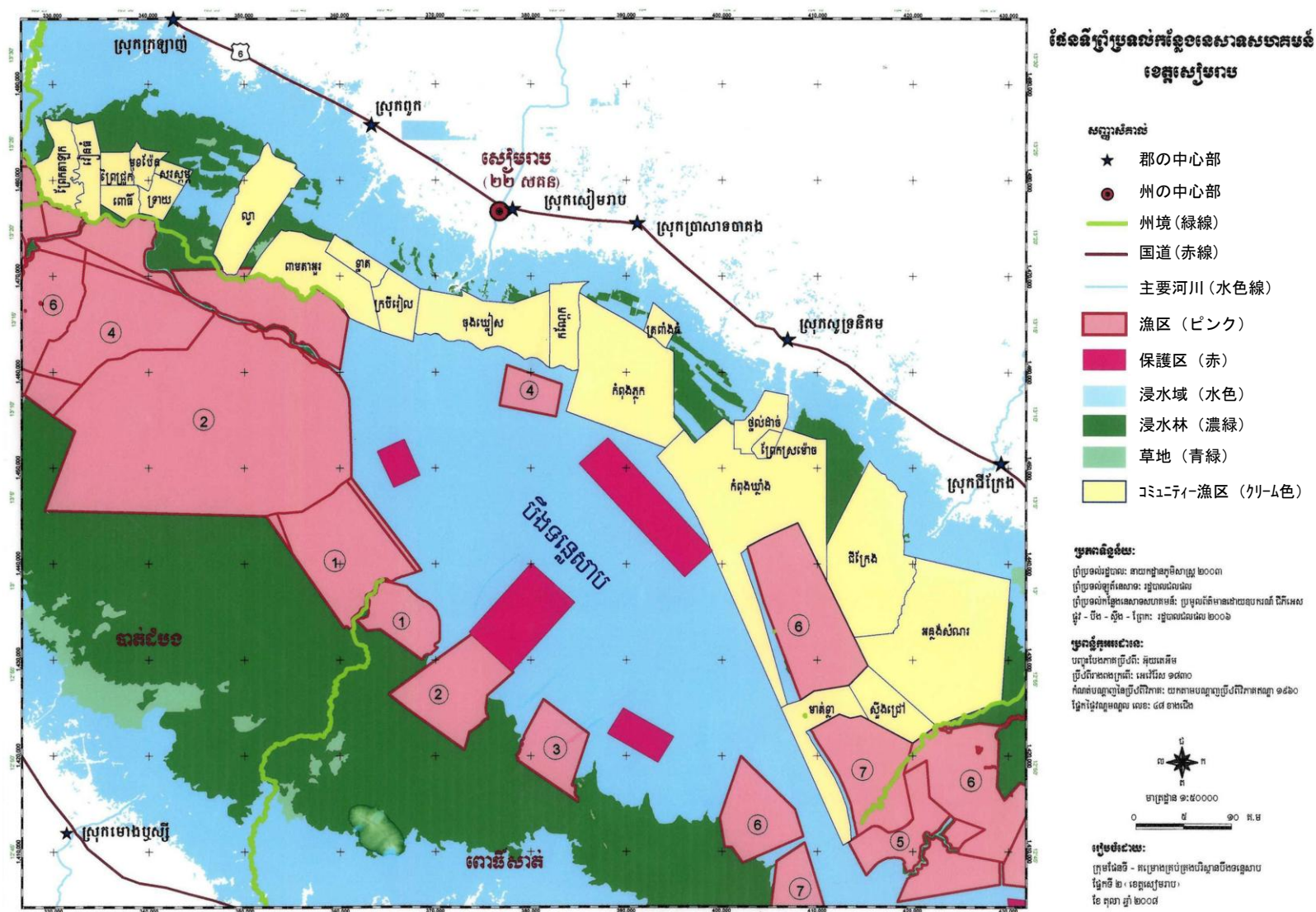


図 2. トレンサップ湖のゾーニング

表 5. トンレサップ湖における現在のゾーニング

ゾーン	地図上の色	地図上の面積 km ²	摘 要
漁区	ピンク	1,651 km ² (23.4%)	ロット。1900 年代初頭フランスの植民地時代に大規模な商業漁業を対象に優先して設置された。1987 年の漁業法では入札により独占的な大規模漁具の使用権が 2 年間で与えられる。その後の改正で公開入札から交渉に切り替えられたが、実態はほとんど変わっていない。
保護区	赤	158 km ² (2.2%)	世銀出資の魚類聖域のパイロット・プロジェクト。サンクチュアリの魚類生息、魚類再生、聖域周辺の社会経済インパクト等を調査。
浸水域	水色	2,481 km ² (35.2%)	雨季にトンレサップ湖が拡大する氾濫原。川によって流されてきた土砂が堆積し、毎年洪水によって必ず冠水する平地のこと。
浸水林	濃緑	1,561 km ² (22.1%)	もとは 1 万 km ² 存在したものが 2390 km ² にまで減少。建築材、漁の仕掛けの材料、薪、薬草、果実、野菜など生活に必要なものが浸水林にある。
草地	青緑	110 (1.6%)	浸水林を農用開墾した跡地が低木や草むらとなる。
コミュニティ漁区	クリーム	1,095 km ² (15.5%)	2001 年以降小規模、零細な漁業者を対象に、参加型の漁業資源管理を目的として設置された漁区。しかし、現状ではいちいち漁業局の許可が必要などまだまだ多くの改善を要する制度である。
計		7,057 km ² (100.0%)	浸水域内の面積。 (仮に浸水域内の面積を 100 としたときの比率)

注 1：ゾーニング地図は 2008 年 11 月 7 日にシアンリアップ州水産事務所より。

注 2：面積は地図上からの測定値である。

2.3. 現地聞き取り調査

2008 年 11 月 7 日と翌 8 日に、カンボジア環境省のロンケン氏と農水省水産局のソナム氏および現地の水産事務所の協力により、トンレサップ湖でコミュニティ漁業を試みて

いる二つの村を訪問した。前日の 6 日に首都プノンペンからトンレサップ湖の漁業および生態系の管理の一つの要であるシアムリアップ市に移動する。7 日に訪問したルベア・コミュニティは、トンレサップ湖沿岸東北部に位置し、国道 6 号線沿いの、シアムリアップ州に属する漁・農兼業の村である。氾濫原に高床式の住居で、屋根はトタンの亜鉛葺きが半数、残りは草葺きと瓦葺きが約 4 分の 1 ずつ占めている。ルベア・コミュニティは 12 村から成り立つが、半数の 6 村はトンレサップ湖側の氾濫原はトンレサップ湖生態系保護地域（TSBR）に含まれる。氾濫原の境界には国道 6 号線が走っており、その外側は TSBR に属さない村となる。



図 3. 現地調査の位置

表 6. 聞き取り 2 コミューンの概況

	漁・農兼業 ルベア・コミュニティ	漁業専業 カンボン・ブローク・コミュニティ
訪問日	2008 年 11 月 7 日午後	2008 年 11 月 8 日午前
人口・面積	10,342 人 1,852 戸 12 村	3,492 人 582 戸 3 村、12,033ha(湖 5,216ha, 浸水林 4,421ha, 農地 961ha、他 1435ha)
漁業	・コミュニティ漁業の CF 漁区 5,381ha 2000 年発足。 ・休漁期(6 月－10 月)：雨季 ・エンジン付きが少数派で手漕ぎが主流 ・漁業が主たる収入／農業は副収入：平均的な家で漁業年 500 米ドル／米販売年 125 米ドル	・1 年中もっぱら漁業。延縄、刺し網、Lop Chapchhay の狭い竹カゴ罟、Say Yoeun の小さな竹カゴ罟など駆使して、中には最大級の漁獲を上げる家庭では 20,000.kg(18,720.kg) 1 万ドル(魚値段 kg を 0.5 ドル)以上となる。一方零細漁師は刺し網の 3120kg しか取れないと 1,000 ドル以下になってしまう。
農業	・半数の家が生産米を販売可能。 ・大半は雨季(5 月－10 月)農業だけに従事 ・35%の家が乾季稲栽培	・水上生活だが住居周辺で野菜栽培。 ・水上のオリで養豚
その他	・半数がトタン葺き屋根、残りは瓦屋根と草葺き屋根とが 1/4 ずつ。 ・住民の 30%が借金している。銀行金利は月 3%の高利貸し。	・トタン屋根の家がほとんどを占める。少数派は草葺き屋根。 ・水上村のため生活出費は多い。

注：水産局ソナム氏がファシリテーターを担当して、環境省ロンケン氏が聞き取りメモを作成。

(1) 漁農兼業 ルベア・コミュニティ

このコミュニティでは禁漁期の雨季にはほとんど農家が(95%)稲作を行い、乾季には過半の家が漁業に従事する一方で、少なからざる家、全体の 35%程度は 3・4 ヶ月で収穫できる乾季稲も耕作する。農地の所有面積は 3ha から 0.5ha 程度まで分布し、平均すると 1.5ha

の規模である。ha 当たりの収穫量は 1.2 から 1.3 トンと少ないように、農薬も肥料もあまり用いない粗放栽培である。ただし、一部の乾季稲の高収穫品種で農薬や化学肥料を用いるようになっている。収入金額を聞くと平均的な家でだいたい年間 270 万リエル（675 米ドル）程度であり、その内訳は米の販売で 50 万リエル（125 米ドル）、漁業で 200 万リエル（500 米ドル）、残りの畜産等の販売収入が 20 万リエル（50 米ドル）という。漁農兼業とはいえ、漁業の占める金額が大きいことが特色である。



写真 4 大量の薪をストックする高床
住居
のルベア・コミュニケーション



写真 5 住居の周りの水稻の苗代



写真 6 竹を加工して漁具を手作り



写真 7 耕牛であり資産である水牛

集落を歩いてみると、まず家屋は高床式である。なかには支柱がコンクリートの角柱であり、その下に大量の薪のストックを積み上げている。薪はその形状から自然木、つまり浸水林を伐採したものであることが一目瞭然である。これはあくまで比較の問題であるが、

この翌日(11月9日)に訪問した水上村、カンポン・プローク・コミュニティも湖上の家屋の床下や床の上にある薪よりも太い丸太が多い印象を受けた。その他に村で目についたものといえば、苗代を用意して田植えの準備している農家も見したが、竹を資材として様々な漁具を製作や補修をしている漁師にして農民の姿を多くみている。農耕に使役するばかりか重要な資産でもあるインドコブ牛や水牛そして漁のための漁具とボートである。ただし、ボートはエンジン付きが少数派でしかない。集落には電気がまだ来ていないため、小型ジェーゼルエンジン等で発電してバッテリーに充電する充電屋がほとんどの集落にいる。

(2) 漁業専業 カンポン・プローク・コミュニティ

シアマリアップ州でも西寄りのカンポン・プローク・コミュニティは、年間の大半は漁業を専業とする、湖中の水上集落である。地図では陸上にあるように示されるが、地図上のトンレサップ湖は完全な乾季の湖岸を表しているため、11月の月上旬の時点では岸部の港チョンクネアスから10人余が乗船できるエンジン付きボートで、約30分を要する。灌木や浸水林の二次林の間を通り抜けて到達する水上集落である。家は長い角柱を用いた高床式で屋根は軽量のトタン屋根葺きが大半(80%、草葺き19%、板葺き1%)である。



写真8 水上でもブタを飼育



写真9 浸水林での漁網を用いた養魚場

このカンポン・プローク・コミュニティでは、最大級の漁獲量をあげる家で年間20トン弱(18,720kg)に及び、販売金額にしてキロ0.5米ドルとしても1万米ドル(9,360米ドル)に達する。これは大規模漁業の年間5,000米ドル以上であり(Hap Navy et al, 2006)、金員収入の多い漁業専業の水上集落の報告と符号する。ただし、漁獲の少ないものは刺し

網による 3,120kg 程度であり、自家消費を引くと 1,000 米ドル以下となる。一口に小規模漁業が 80%、中規模漁業が 20%と説明するように圧倒的に多数は自家消費の米や野菜を購入するとほとんど食料などの経費でなくなってしまう「1,000 米ドル以下」の階層が多数派である。それでも貧困な層とともに、中規模、大規模などの豊かな層もほどほどに共存しているのが漁業専門の水上生活コミュニティの特色と言えそうである（Hap Navy et al, 2006）。このことが「カエルとか昆虫を食べるために捕まえたり、売ったりしない」という発言にも表れている。



写真 10 燃料は浸水林からの薪



写真 11 違法漁業禁止、浸水林伐採禁止など
水上のプロパガンダ

3. まとめ

3.1. コミュニティー漁業の課題

コミュニティ漁業の拠点は、カンボジア全国に 2005 年時点で 440 の組織が発足した。その過半はトンレサップ湖を含む地帯の淡水魚漁業域である。コミュニティ漁業の委員会は、基本的に委員長、副委員長（2 人）、秘書、会計、普及担当、パトロール担当などの各委員によって構成され、女性の委員も多数参加したコミュニティ漁業にふさわしい視点が盛られている。

言うまでもなくコミュニティ漁業の二つの基礎は、持続可能性と公平性である。零細、小規模なものも漁業に参加できるようにするために、旧来の漁区の面積にして 56%は解放された。解放された漁区は、例えば 2005 年時点では 440 のコミュニティ漁業の CF 漁区が開設されて、それぞれの漁区で漁期、漁具をコントロールしながら水産資源の持続可能な利用を追求していくわけである。しかし、発生したばかりのコミュニティ漁業はま

だまだ揺籃期でしかなく、その前途は厳しい。その理由は、①現場での執行体制の不確立、②違法漁業の蔓延、③トンレサップ湖天然資源を総合的に管理担当者の不在などである。



写真 12 水上での交流 カンポン・ブローク・コミュニケーション

まず、コミュニティー漁業政策の出現で最も喜んだのは、当然零細な小規模漁業者である。持続可能な資源管理のための管理規定を守れば、小規模漁業者にも漁業に参加する権利が公認されたことである。ところが現場の状況は CF（＝コミュニティー漁業）単位組合そのものが資源管理のための技術力や実施能力も高め、さらに CF 自体が CF ネットワークとして幅広くトンレサップ湖の自然環境を保全するべく組織的な成長をとげていくという、将来を遠くまで見通した大きな規模の計画にあり、現在はまったく出発点にいないに過ぎないのである。

なにしろ広大なトンレサップ湖の漁区の現場では、依然として力による支配が続いている。しかも地方政府にとって 1987 年漁業法による「中規模漁業」は免許取得料が収入源となっているばかりか、違法漁業の取締りは地元の警察官や軍人の収入にもなっている。力のあるものは自ら守る。「漁業紛争は年々加熱してきており、多くの場合交渉よりも力で『解決』される」（メコン・ウォッチ、2005）。大規模なロット・オーナーのボディガード（護衛）の雇用や銃の保持が依然として変わらぬ現実を物語っている。

表 7. 各州の大規模漁区の護衛数と銃配備状況

州名	漁区数（大規模）	護衛人数	銃の数量
バッターバン	9 区	82 人	64 丁
コンボンチュナン	6 区	51 人	128 丁
ポーサット	5 区	42 人	204 丁

出所：メコン・ウォッチ編著. 2005. 水の声. p31

持続可能な水産資源の管理のためには違法漁業をコントロールすることが、水産資源の自然成長量に応じた漁獲量を維持するために必要である。違法漁業の規制は、コミュニティ漁業そのものの存続を懸けた重要な課題であるが、現状は大中小すべての漁業者が違法漁業を実施しているように、先の現場での執行体制の不確立と表裏の問題であり、資源管理のために地元の警察や軍人の関与している不透明な事態が続いている現実が依然重い事実として行く手を阻んでいる。また、先のルベア・コミュニケーションやカンボン・ブローク・コミュニケーションでの聞き取りでも、小規模な漁業者自体も、CF 漁区を守るものと違反するものが相半ばである。パトロールは月 4－5 回実施しており、だが「CF 漁区への侵入を防ぐ権威が全くないこと」を嘆く声が上がっている。自分たちの CF 漁区を、自ら護る強い意識と対策にはなお今後の成長に期待するところである。ここにもコミュニティ漁業で利用できる漁具の範囲は小規模、伝統的な方式に限定されているため、現実の CF 漁業も違法となってしまうように、管理規定や現実の違法漁業の取締という本質的な問題等から解決していく必要がある。

3.2. 高い生物多様性の生活利用

最後に、トンレサップ湖の豊かな生物多様性資源は、ただ単に淡水魚漁獲や浸水林からの薪材だけではない。生物多様性の高さは多様な食物の利用にも及ぶ。ルベア・コミュニケーションの聞き取りでは、コオロギ、バッタ、タガメなどの水生昆虫を含めて昆虫の利用では 90% は自ら捕獲し、一部足りないものは 10% 程度を市場から購入する。カエルや雨季に捕獲できるミズヘビは自家消費と市場での購入が 50% ずつである。天然資源の採取は、自家で消費する野菜にまで及び、野菜の 60% は浸水林などの森林から自然物の採取でもって賄われている。同様なことは水上村カンボン・クレア・コミュニケーションでは昆虫や野菜など小型ボートによる流通が発達しており購入の比率が高くなるが、小型哺乳類(ネズミ等) やミズヘビなどは自ら捕獲して幅広く利用している。

参考文献

- Hap Navy, et.al. 2006. Socioeconomics And Livelihood Values Of Tonle Sap Lake Fisheries. ADB TA 4563-CAM Capacity –Building of Inland Fisheries Research And Development Institute (Phase 2)
- John Kurien, et.al. 2006. Cambodia’s Aquarian Reforms: The Emerging Challenges For Policy Research. ADB TA 4563-CAM Capacity –Building of Inland Fisheries Research And Development Institute (Phase 2)
- Tep Chansothea, et.al. 2007. Asserting Rights, Defining Responsibilities: Small-scale Fishing Communities And Fisheries Management Perspectives In Asia.2 A Study In Cambodia
- 荒木祐二. 2007 年. 「熱帯氾濫原における植生インベントリーと植物資源利用に関する研究—トンレサップ湖氾濫原を例として—」, pp. 35-49.
- 笠井利之. 2003 年. 「カンボジア・トンレサップ湖地域の環境保全についての予備的考察」『立命館国際地域研究、第 21 号』, pp. 41-64.
- メコン・ウォッチ編著. 2005 年. 「水の声—カンボジア・トンレサップ湖の変容と脅かされる人々の暮らし」 p31
- 大八木英夫等 2009 年. 「カンボジア・トンレサップ湖における水温特性について」『日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要 No.44』, pp. 167-176.
- 塚脇真二. 2001 年 「アンコール遺跡とトンレサップ湖」坪井善明編『アンコール遺跡と社会文化発展』連合出版, pp.119-144.